		(街路事業 都市計画道路 芦谷浦郡線 海からくとうた。 ましのできたでしま。 新田町 西本田町 芦谷幸田〜 声かれ を書きない (都) 芦谷浦郡線は、幸田町の玄関口である JR 三 5 元 田町都市計画 マスタープランにおいて、幸田駅周辺は商業や交通機能を担う都市拠点に位置づけられており、本路線はその骨格を形成している。 事業区間は、幸田中学校の通学路に指定されているものの、現道には歩道がなく、安全な歩行空間の確保が求められている。 また、幸田駅周辺は、銀行や郵便局等が事業区間沿線に立地する中心市街地であるが、現道は狭小であり、安全で円滑な交通が確保されておらず、駅前の活性化を阻害する要因となっている。 このため、「交通事故対策の推進」「地域の活性化」を主な目的として、歩道を備えた 2 車線道路として整備するものである。 【達成(主要)目標】 ① 交通事故対策の推進(通学路の安全性向上、歩行者・自転車の利便性・安全性向上) ② 地域の活性化(まちづくりを支援する道路整備) 【副次目標】											
I	事業概要												
事	業名	街路事											
地	区名	都市計	画道路 芦	かやがまごおりせん 谷蒲郡線									
事	 業箇所				, き 動								
-	水區 //			こうた	-	うだ							
事業のあ らまし		田町都市計画マスタープランにおいて、幸田駅周辺は商業や交通機能を担う都市拠点に位置づけられており、本路線はその骨格を形成している。 事業区間は、幸田中学校の通学路に指定されているものの、現道には歩道がなく、安全な歩行空間の確保が求められている。 また、幸田駅周辺は、銀行や郵便局等が事業区間沿線に立地する中心市街地であるが、現道は狭小であり、安全で円滑な交通が確保されておらず、駅前の活性化を阻害する要因となってい											
					の安全性向上にお	歩行者・白転車 σ)利便性·安全性向上)						
	W = 1=	_											
事	業目標		(e) 地域の直に10(よりフトッと又抜りる追附定開)										
		【副》	欠目標】										
			事前評価時 再評価時 再評価時 変動要因の分析 (1 回目) (2 回目) (2011 年度) (2017 年度) (2022 年度)										
			(1回目) (2回目)			変動要因の分析							
		事業期					用地交渉の難航						
<u></u> ≢∔	画変更	事業費	貴(億円)	20. 0	22. 6	24. 1							
	回る文 D推移	経費	工事費	3. 0	3. 0	3. 0	契約実績及び物件調査結果						
	7 JE 12	内訳	用地補償費	16. 4	18. 4	19. 5	に基づく補償費の増加						
		1. 10/7	その他	0. 6	1. 2	1. 6							
				現道拡幅	現道拡幅	現道拡幅							
		事	業内容	L=500m, W=18 ∼	L=500m, W=18~	L=500m, W=18~							
				20m、2 車線	20m、2 車線	20m、2 車線							
П	評価												
	1) 必要		【事前評価時										
①事業の必要性の変化	の変	・交通安全対策:事業区間は、幸田中学校の通学路に指定されているが、現道は幅で未改良であり、歩道も設置されていないため、通学生徒の安全確保が求められた交通円滑化:駅前の中心市街地にもかかわらず、幅員が狭いため、自動車のする障をきたしている。 ・市街地整備の推進:事業区間は、旧来の店舗、銀行、郵便局等が立地しており、を支える中心市街地の東西軸である。また、駅周辺では幸田駅前土地区画整理でおり、中心市街地及び駅へのアクセス向上や快適な歩行者空間の形成に向けるが必要不可欠である。											
要性の変化			続き交通事 学路指定が 車道が拡幅 土地区画整	間の北側歩道は- 故対策として歩う 検討されている。 されていないたぬ 理事業により、原	道整備を進める必 か、幅員が狭く、	を要がある。また 自動車のすれ違 施設が立地して	側歩道は未整備であり、引き、事業完了後は、小学校の通いに支障をきたしている。 おり、アクセス向上や快適な						

																1
		【変動要因の分析】														
		・事業	採択時に	<u> :比べ、</u>	必要性	にほ	とんど変	<u>E化が</u>	ない。							
		A: 事業着手時に比べ必要性が増大している。														
		()														
		■ B C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。														
		-		-		-							断さわ	ス 悍 ・	스(ナ	「重業
	判定													ופייטיי	ц 16.	『駅や事業採
	TIJÆ	f I⊞ d-	.1	但」	H4)] G	נים י		יו רני		スパる		J C C	۰۵۰			
			-	\.\.\.\ + T#	ロナフ	.v ==	<i></i> ドナフ・	- ı n	em s	·	· >	70 	a		- 1 0	PED 14
								丁空间	(1)(惟1	未か水	めら	れてい	\ a_	ح الع	۲۲. ·	争耒採
					要性か	高い	ため。									
	1) 進捗状	【事業	計画及で)美績】												
	況				14 201	5 201	16 2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	合計
		工種		←												
		区分												\rightarrow		
			前回計画		6.1	_		16.5							_	22.6
		事業費	実績		6.1			10.5	13.5							
		(億円)	今回計画		6.1				13.5				4	.5		
	【進捗率】															
		これまでの計画に対する達成状況 全体進捗率														
				計画	実績	責	達成率(%)	画	達成率	≅ (%)					
2				(1)	[2	1	(2÷1)	[3]	(2)÷	3]					
事業		延長	(km)		0	0	0	%	0		0%					
の		事	業費 (億円)	22	.6	19.6	87	%	24.1		81%					
進		I	事費	3.		1.1	37	%	3.0		37%					
捗			地補償費	18		17.2	93		19.5		88%					
②事業の進捗状況及び見込み			の他	1.		1.3	108	%	1.6		81%					
及		*	(面積べ-	-スの用	地取得	率は	90%									
び		【施	エ済みの	内容】												
兄 认		・事業	区間のは	比側歩道	L=270n	が整	備済み									
み		【事征	後評価に	準ずるこ	7オロ-	-アッ	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚									
		_														
	2) 未着手	・事業	区間は幸	を田町の	中心市	街地	であり、	用地	取得	物件が	多く	、用地	拉交涉	に際し	ノ、理	解と協
	又は長		得るのに								-					
	期化の	,,,		711.7.2		•										
	理由															
	3) 今後の	[RAS	害要因】													
	事業進		古安囚』 2交渉が第	4d計 1 ブ	ハス学	if ±	なるが	ᄪᄴ	丽炟-	でキュ	日湿	l でも	: LI :	+++	-阳宇	毎日け
				性別しし し	いる店	ט וע	めるかい	州坦	织刈守	C 2 0	元理	\cup \cup σ	リツ、 .	∧ ≥ ′	山山古	女囚は
	捗 の 見															
	込み		後の見込	-	111. 44. 144	u LAI	000/	7 1	الحط	A 21.	4 ¬.				- 14.1	l
			養ベース							一	: 65I	さ続き	用地	貝収を	r進め	ること
		によ	:り、202	5 年度に	事業元	ィチ	る見込∂	yであ	る。							

											
			A:これまで事業は順	調であり、	引き続き計画通り	り確実な完成が見	記まれ				
			る。	57-78-	50cm + // // 3	• .					
			B: 次のいずれか(該:		· - -		7 4 0				
			・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるもの								
				の、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通り の完成							
		Ь	の元成が見込まれる。								
	判中	В	か見込まれる。 ・これまで事業が長	三曲ルー ていナ	っが 車業期間を	延長したことに!	니 스				
	判定	l					トソ、コ				
		l		後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害							
		l	要因が見込まれる								
			り、ほぼ計画通り			7 71 7 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					
				C: 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。							
		【理由】					_				
	45 米4 JTT		∇得できる見通しであり、20 まなマギャネサ思 / # 円分せ男				٥.				
	1) 貨幣価		直化可能な効果(費用対効果 seeは実施していない	も)分析の昇正	基礎となった要	ച変化の有無 】					
	値化可能な効	・事前評価時は実施していない。 【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】									
	服な効	四四市只加	【員常価値化可能な効果(賃用対効果)が析結果】 事前評価時 再評価時 再評価時 再評価時								
	用対効		区分	יאושו ו פנים דב	(1回目)	(2回目)	備考				
	果分析			未実施	基準年:2017	基準年:2022					
	結果)	 	事業費		20.4	<u> </u>					
	の変化	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	維持管理費		0.4	_					
			合計 (C)		20.8	_					
			走行時間短縮便益		22.8	_] [
事			走行経費削減便益		1.2						
業の		効果	交通事故減少便益		0.0						
勃		(億円)	合計 (B)		24.0	_					
③事業の効果の変化			(参考) 計画交通量 算定要因 (台/日)	_/	4,000	4,400					
化		幸田 村		/	1.2						
			費用対効果分析結果(B/C) / 1.2 1.2 -								
			Nicより端数が547ない場合 社会的割引率(4%)を用いて		・ 換質したもの。						
			こおける費用対効果分析につ			実施要領細則に。	とり、原				
			て、事前評価時(前回評価時								
			る場合、または費用対効果分				-				
		のとされ	ιており、今回評価では算定	己していない。							
		【貨幣価値	直化可能な効果(費用対効果	も)分析手法】							

費用便益分析マニュアル (令和4年2月 国土交通省 道路局 都市局)

2) 貨幣価 値化困 難の変 化

【事前評価時の状況】

_

【再評価時(1回目)の状況】

- ・貨幣価値化困難な効果として、「交通安全対策の強化」「集約型まちづくりと良好な生活空間の創出」などが期待できる。
- ・「貨幣価値化困難な効果 評価基準表」に基づき評価した評価値は0.89である。

		の判断 □ b) 交通調音に対	貨幣価値化困難な効果 評価基準表					
	達成目標(建設部方針)			評価項目	基礎点	得点		
	③交通安全対策の強化			b) 交通顕者に対する安全性向上が期待できる	MAX3			
				通学路の安全性向上に資する事業、交通パリアフリー法における特定道路または重点整備地区にお ける事業、生活道路の交通安全対策エリアにおける事業、または自転車ネットワーク計画に位置付けられた事業に該当する	3	3		
防御力		(O)		□ 沿線又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する区間における交通安全 対策事業に該当する	2			
				□ その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する	1			
			合計		3			
	⑧集約型まちづくりと良質な生			集約型まちづくりの実現に客与する	MAX3			
	活空間の創出			□ 市町村が作成する立地適正化計画に位置付けられた事業、または市街地開発事業などまちづくりと一体となった道路整備に該当する	3	2		
				■ 市街地開発事業などまちづくり周辺の道路整備など、まちづくりを支援する道路	■ 市街地開発事業などまちづくり周辺の道路整備など、まちづくりを支援する道路整備に該当する	2		
4				□ 体となった道路整備に該当する ■ 市街地開発事業などまちづくり周辺の道路整備など、まちづくりを支援する道路整備に該当する □ 道路整備により、まちなみ・沿道の景観が向上する				
		_	_		b) 歩行者・自転車の利便性・安全性の向上が期待される	MAX3		
魅力				□ 道路整備により、まちなみ・沿道の景観が向上する □ b) 歩行者・自転車の利便性・安全性の向上が期待される ■ 歩行者・自転車交通の多い区間(500人/日程度)において、歩行者、自転車の利用空間の整備により、歩行者・自転車の通行の快適性・安全性の向上が期待される	3	3		
				□ DID区域内で歩道がない又は歩道幅員が狭小の区間における歩道の整備に該当し、歩行者・自転車の通行の快適性・安全性の向上が期待される	2	3		
				□ その他、市街地における歩行者・自転車の利便性・安全性の向上が期待される事業に該当する	1			
			合計		6			
合金	計				9	8		
平価	i値				0.	89		

※「道路・街路事業の事業評価マニュアル」

(平成28年7月、愛知県建設部都市整備課・道路維持課・道路建設課)

【再評価時(2回目)の状況】

- ・貨幣価値化困難な効果として、「地域の活性化」「交通安全対策」などが期待できる。
- ・「貨幣価値化困難な効果 評価基準表」に基づき評価した評価値は 0.89 である。

」 貝	、冷温値に困難は	·刈未	t i	評価基準表」に基づさ評価した評価値は0.89である	0																	
	法式口標	評価		貨幣価値化困難な効果 評価基準表																		
	達成目標 (社会資本整備方針)	対象 の判断		評価項目	基礎点	得点																
	②地域の活性化			b) 集約型まちづくりの実現に寄与する	MAX3																	
あい				□ 市町村が作成する立地適正化計画に位置付けられた事業、または市街地開発事業などまちづくりと 一体となった道路整備に該当する	3	2																
ちを		0		■ 市街地開発事業などまちづくり周辺の道路整備など、まちづくりを支援する道路整備に該当する	2																	
高め				□ 道路整備により、まちなみ・沿道の景観が向上する	1																	
る			슴함		3	2																
	⑥交通事故対策			b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる	MAX3																	
				通学路や未就学児が日常的に移動する経路の安全性向上に資する事業、交通パリアフリー法における特定道路または重点整備地区における事業、生活道路の交通安全対策エリアにおける事業、自転車活用推進計画または自転車ネットワーク計画に位置付けられた事業に該当する	3	3																
2				□ 沿線又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する区間における交通安全対策事業に該当する	2																	
あい		© -	©	0	0													_		□ その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する	1	
ちを							d) 歩行者・自転車の利便性・安全性の向上が期待される															
を 守 る					■ 歩行者・自転車交通の多い区間(500人/日程度)において、歩行者、自転車の利用空間の整備により、歩行者・自転車の通行の快適性・安全性の向上が期待される	3	:															
					1								Ì			DID区域内で歩道がない又は歩道幅員が狭小の区間における歩道の整備に該当し、歩行者・自転車の通行の快適性・安全性の向上が期待される	2	•				
				□ その他、市街地における歩行者・自転車の利便性・安全性の向上が期待される事業に該当する	1																	
			合計		6																	
総合	計				9	8																
評価	· 值				0.	89																

※「道路・街路事業の事業評価マニュアル」

(令和 4 年 3 月 愛知県建設局道路維持課・道路建設課、都市・交通局都市基盤部都市整備課)

【変動要因の分析】

・評価基準表により貨幣価値化困難な効果について検証した結果、評価値については 0.6 を 超えている。 (A): 事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。

B: 事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通

しがある。

C: 事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通 しが立たない。

判定

【理由】

Α

・B/Cは 1.0 を下回る恐れはなく、貨幣価値化困難な効果の評価値についても 0.6 を超えていることから、事業効果の発現が期待できるため。

Ⅲ 対応方針(案)

中止:上記①~③の評価で一つでもC判定があるもの。

継続:上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

_

【主な評価内容】

- ・自転車・歩行者の交通量
- ・まちのにぎわいや活性化、通行の安全性に関する地元満足度(アンケート)

V 事業評価監視委員会の意見

都市計画道路芦谷蒲郡線の対応方針(案)[事業継続]を了承する。

VI 対応方針

事業継続